

「教育権」は国家のものなのか

古山 明男

日本で、教育権を持っているのは誰なのか？

切実にこの問題に直面している人たちがいる。不登校の子どもを持つ保護者たちである。彼らの子どもは、学校があまりに苦痛で行けなくなってしまった。親が子どもを説得しようが、首根っこを掴まえて引く張ろうが、子どもは柱にしがみついて泣くばかりである。

親は、憲法によって子どもに教育を受けさせる義務を負っている。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」(憲法26条第2項)

それなのに、子どもは学校に行くことを、泣いて嫌がっている。それでも、親は子どもに学校に行くことを強制しなければならぬのか。親は困り切ってしまう。

ところが、この問題をすっきりと受け止めて、子どもの教育を自分で手配する親たちがいる。ホームスクールの場合もあるし、フリースクールに通わせることもある。そ

の人たちはこう考えている。

「私は憲法によって子どもに教育を受けさせる義務を負っている。しかし国は、子どもが受けることのできる教育を提供してくれない。だから、憲法に従って、私が子どもの教育を手配するしかない。憲法には、教育を受けさせると書いてあるが、学校に行けとは書いてないではないか」

これは、親の教育権の主張そのものである。憲法に照らしても、国際条約に照らしても、この親たちの言うことは正しい。

憲法の教育権

憲法では、教育権はどうなっているのだろうか。憲法の根幹は、教育権ではなくて教育を受ける権利である。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」(憲法第26条)

すなわち、この権利は、「学習権」であるとするのが通説である。子どもに学習権があるのだから、それを受けて、第2項で

保護者の「教育を受けさせる義務」が発生する。つまり、保護者の「教育を受けさせる義務」は国に対する義務ではなく、権利者である子どもに対する義務である。子どもが学校に行けなければ、親が教育を手配するのが当たり前である。

しかし、こういう反論がある。

憲法26条第2項は「法律の定めるところにより」という条件を付けているではないか。その法律というのは、就学義務を定めた「学校教育法」しか存在していない。だから、親が勝手にホームスクールやフリースクールを選ぶことはできない。

これに対して、「いやいや、法律は『学校教育法』だけではない。『教育基本法』もある」という議論が成り立つのである。教育基本法からは、別な学校も可能である。

教育基本法における教育権

教育基本法は、旧法においても新法においても、教育権のありどころを明確にしている。

日本では国に教育権のあることが、自明のこととなっていたためである。明治期において教育は勅令によって行なわれていた。戦後の教育改革では、「学校教育法」が文部科学大臣に学校の教育課程を決める権限を与えた。そのため、教育基本法は、

教育権のありどころをはっきりと定義する必要がなかったのである。

改正教育基本法は、国が教育を主導するために作られた。それにもかかわらず、国に教育権があることを明確にしていない。ここに教育基本法の脆さがある。憲法や国際条約からは「本人の学習権、親の教育権」は明確である。教育権のありどころをはっきりさせると、教育基本法に、意外な意味が浮かび上がるのである。

子の教育についての第一義的責任

浮かび上がる意外な意味の筆頭は、教育基本法第10条（家庭教育）である。第10条は、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」なあんだ、家庭でしつかりしつけなさい、と言っているだけではないか、と思われるかもしれない。第10条が意外な意味を持つのは、国際条約および憲法と組み合わせたときなのである。

まず「児童の権利に関する条約」の条文と照らし合わせよう。

「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責

任を有する。」（第18条）

ははん、教育基本法第10条は子どもの権利条約のこれを取り込んだのだな、ということは一目瞭然である。ところが、注意深く読んでいただきたい。児童の権利条約18条では「児童の養育及び発達について」となっている所が、教育基本法では「子の教育について」となっているのである。養育の話ではないのである。

「子の教育についての第一義的責任を有する」？それは、親が教育をする責任者ということだから、親が教育を決めていいということではないか。

教育基本法のどこにも、国に教育権があるとは書いてないのである。むしろ第10条で、親が教育の責任者だよ、と言っているのである。

世界的には、親に教育権があることが、すでに確立している。親の教育選択権は、1948年の世界人権宣言によって、確立された。

「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。」（第26条第3項）

「優先的」の意味は、国に優先しての意味である。世界人権宣言は、それ自体は法的拘束力を持っていないので、後に法的拘束力を持った国際人権規約が作られた。国際条約は、国内法より上位にある。

そうすると、教育基本法第10条（家庭教育）の「子の教育についての第一義的責任」は、国際条約に整合させるために作られた国内法ということになる。保護者が国に優先して教育を選んでもよいのである。

第10条では「生活のために必要な習慣」「自立心を育成」「心身の調和のとれた発達」が続くのであるが、そこに、「国の定める基準に従い」なんてことは、全く書いてないのである。憲法第19条は、思想及び良心の自由を保障しているのだから、親の道徳観と良心に従って子どもを育てればよいのである。

このように読んでくると、教育基本法第10条は、「家庭でもしつかりしつけるように」という意味ではなく、国際条約が保障する親の教育選択権の確認であり、憲法が保障する思想及び良心の自由の具体化と読めるのである。

親の教育選択権は基本的人権

世界的に、親の教育選択権は基本的人権として確立している。

しかし、日本に親の教育権の思想はない。その理由は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法はいずれも、1947年の施行であつて、1948年の世界人権宣言より前にできたからである。

したがって、2006年の教育基本法改正にあたっては、旧法制定後にできた国際条約と整合性を取る必要が生じた。そのため、第10条に親に教育権のあることが定義されたのだ、という解釈も成り立つのである。

国に対する親の教育選択権優先が確立しているのは重要なことである。親の教育選択権がないと、全体主義国家が国家主義で子どもたちを染め上げようとしたとき、歯止めが効かなくなる。少数民族が迫害されたとき、教育権を奪われてしまえば、もう文化的アイデンティティを維持できなくなる。

親の教育選択権がないと、現在の日本のように、子どもにとって苦痛の大きい教育が行なわれていても、親は子どもを強制して学校に行かせ続けるしかなくなるのである。

最低基準としての教育基本法

親の教育選択権は、それほど重要である。その法的根拠は、社会権規約第13条である。ところが、社会権規約は、親が選ぶ学校は国の最低基準に合っていないといけないとしていない。国内法が最低基準を用意していないと、教育選択権として機能しなくなってしまう。

ようするに、フリースクールのような学校を選んでもいいですよ。自分たちで作ってもいいですよ。でも、国の最低基準に合っていないとダメです。そう言っているのである。ところが、国が定めている教育上の基準は、「学校教育法」しかない。それでは、フリースクールのようなものは、教育と認められようがなかったのである。

しかしながら、日本にも最低限の教育上の基準は存在している。それは教育基本法である。そのように考えると、親の教育選択権がたちまち現実のものとなる。

例えば、義務教育に関して、教育基本法には学校でやれとは書いてない。だから義務教育としてのホームスクールもあり得る。教育基本法は、授業をやれとは書いてない。だから、授業を強制しないフリースクールも、教育基本法からは可能である。

教育基本法は、国に教育権があることをなんとなく自明のこととして作られた。その曖昧さを鵜呑みにせず、憲法と国際条約から、本人の学習権と親の教育権をきつちりと詰めていくと、教育基本法には、有用な使い途が出てくるのである。

（ふるやま・あきお／古山教育研究所代表）



＊編集部注…国際人権規約（社会権規約）

第13条【教育に対する権利】

この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であつて、国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを、児童のために選択する自由、並びに自己の信念に従つて、児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。